



2 1

特集

知っておきたい、税のこと

福祉や道路、教育など、私たちの生活を支える公共サービスの元となっている「税金」
今回の特集では、その種類や重要性について考えます

問 税務課 ☎ 0943-32-1114

町に納める税金

町民税（個人）

町内に暮らす個人が、所得を基準に納める税金

町民税（法人）

町内に事務所（事業所）がある法人が納める税金

固定資産税

町内に土地や家屋、事業用の機械などを所有する個人・法人が納める税金（固定資産税に関するお知らせは4ページへ）

軽自動車税

軽自動車や原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪小型自動車などを所有する個人・法人が納める税金

町たばこ税

町内で購入されたたばこにかかる税金

国民健康保険税

世帯に国民健康保険の加入者がいる場合、その世帯主が納める税金

いろいろな税

買物や、働くときに負担する消費税や、働く人が納める所得税など、税には約50もの種類があり、いくつかの方法で分類することができます。

まず「どこに納めるか」によって分類すると、国に納める「国税」と、地方公共団体に納める「地方税」に分けられます。地方税はさらに「都道府県税」と「市町村税」に分けられ、皆さまが広川町に

納める「町税」は、この市町村税にあてはまります。町が課税している町税は、左図をご確認ください。

「納め方」によって分類すると、納める人と負担する人が同じ「直接税」、納める人と負担する人が異なる「間接税」に分けられます。例えば、消費税は、消費者が負担し、事業者が納めるため間接税です。たばこ税も、消費者が負担し、製造者や輸入者などが納める間接税になります。



6



4

3

暮らしの中の税

皆さんが健康で安心、快適に暮らせるよう、町税はあらゆる公共サービスの財源のひとつとして、重要な役割を果たしています。 1_ ハグハグで子育てをサポート 2_ 皆さんの家庭から出るゴミを処理 3_ 子どもの遊び場を整備 4_Kibiru でイベントの企画運営など 5_ 下広川小学校の屋内運動場を改築 6_Orige で移住定住支援、空き家相談など



5



11月18日(月)の表彰式

税についての作文

中学生対象の「税についての作文」に、八女税務署管内の9校から479編の作品が寄せられ、広川中3年の古俣和香さん（左から2番目）が広川町長賞、室園莉央奈さん（右から2番目）が広川町教育長賞を受賞しました。古俣さんの作文を全文掲載します。

将来の日本と税

私達の教育費は税金でどれほど負担しているのでしょうか。

公立学校の児童・生徒一人あたりの年間教育費の負担額は、小学生は約876,000円で中学生は約1,015,000円、全日制の高校生は約985,000円です。私達中学生が1番、教育費がかかっています。さらに、無償で支給されている教科書も中学校3年間分では一人当たり約16,100円もかかっています。

私は、この事を知って税金はとても重要であるということと、教育してもらえることに感謝しなければならないと思いました。もしも、税金を払わなくてよくなると、一見負担が減ると感じます。しかし、教育費だけでなく保健・医療・福祉の費用、警察署・消防署の公共サービスの費用なども利用する度に、個人で全額負担をしなければなりません。私達は税金で助けられている場面が多々あります。私はこれらの税金を無駄なく使い、国債残高を減らしていかなければいけないと思いました。

日本の国債残高は年々増加しています。私達の世代はその増えてしまった国債残高をゼロに近づけていかなければなりません。そのために、より政治に興味を持ち、正しい知識を学んでいこうと思います。

広川中3年 古俣和香さん



その知識を利用して選挙にのぞんでいけるようにしていきたいです。

令和元年の10月に消費税が10%に引き上げられます。私にとって1番身近な税です。日本は10%ですが外国は20%前後の国もあります。私は「なぜ消費税があるのだろう」と考えたことがあります。今では、国民が豊かなくらしをするためだと考えています。

私達の暮らしの中で常に税は発生します。税について正しい知識がないとだまされたり、自分が違反してしまったり、取り返しのつかないことになってしまいます。そのようなことにならないために、正しい知識を持って生活していきたいです。

また、私達は、次の世代で世の中を支えていく立場になります。昔より、負担が増えてしまい年金も足りないと言われています。このような状況を私達の次の世代まで残したくありません。私達、国民一人一人が税について向き合い、考え、変えていく、そのような社会にしていきたいです。一人一人の考えが大事だと思います。だから、私は税について今後、向き合っていきたいです。

固定資産税のお知らせ

■償却資産の申告を忘れずに

町内で事業を営む人（法人）は、1月1日時点で所有する償却資産（その事業で使う構築物、機械、器具、備品など）を町へ申告する必要があります。1月31日までに、申告書（12月発送）を税務課へご提出ください。

事業用、住宅用、法人、個人の設置にかかわらず、10kW以上の太陽光発電設備も申告が必要です。事業用、住宅用双方に利用している場合は、10kW未満でも申告する必要があります。

※自動車税や軽自動車税の対象となる車両、取得価格10万円未満で一度に損金算入されたもの、無形財産（使用権など）は申告する必要はありません。
※申告書が届かない場合はご連絡ください。

■新築（増築）時の家屋調査にご協力を

年内に新築（増築）した家屋は、翌年度から固定資産税が課税されます。その評価額を算出するため、家屋の外部仕上げ、内部仕上げ、建築設備などを確認する「家屋調査」を行っています。

調査が必要な家屋は、建築主からの建築確認申請や、法務局からの登記済通知などで把握しています。小規模の増築や登記をしない場合は把握できないことがあるため、家屋調査の連絡がないときは、税務課へご連絡ください。

年内に家屋を解体すると、翌年度から解体部分の固定資産税はかかりません。ただし、居住用家屋を解体すると、土地の税額が増えることがあります。家屋を解体したら税務課へご連絡ください。

広川町の平成30年度滞納処分実績

- ・ 預貯金差し押さえ（136件・6,603,821円）
- ・ 給与差し押さえ（163件・4,965,449円）
- ・ 国税還付金等差し押さえ（43件・2,574,666円）
- ・ 債権差し押さえ
- ・ 公売による換価 など

町税を滞納すると？
納期限までに納付されない場合、督促状や催告書が發送されます。發送後に納付する場合は、**督促手数料100円**や、納付日までの日数に応じた**延滞金**が加算されます。督促状や催告書の發送後も納付がない場合は、地方税法や国税徴収法に基づき、滞納処分（財産を差し押さえ、税に充てる強制的な徴収の手続き）が行われます。調査や差し押さえを行うにあたり滞納者への事前連絡はありません。

滞納処分の流れ（個別事案によっては異なる場合あり）

1

督促状発送

納期限から20日以内に督促状を発送します。
督促状を発送してから10日が経過すると、滞納処分の対象となります。

2

財産調査

督促状や催告書の発送後も納付がない場合、差し押さえができる財産（預貯金、給与、不動産、自動車、生命保険など）を調査します。

3

差し押さえ

差し押さえができる財産が見つかった場合、差し押さえます。
場合によっては滞納者の自宅などを捜索することがあります。

4

換価・取り立て

不動産や動産などを差し押えた場合、公売会などで売却し、代金を滞納している税に充てます。
債権（預金や給与、生命保険など）を差し押えた場合は、滞納している税に充てます。

来年1月18日(出)、まいピア高田（みやま市）で行われる「南筑後地区 県・市町合同公売会」に広川町からの動産を出品します（詳細は1月号に掲載）